

葛飾区人権施策推進指針の改定について

総務部人権推進課

1 改定目的

「葛飾区人権施策推進指針」は、平成 20 年 3 月に策定し、これまでこの指針に基づき啓発事業をはじめとした人権施策に取り組んでいる。

本指針策定から、10 年あまりの年数が経過し、障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法が施行されるなど人権をめぐる社会情勢が変化してきているほか、インターネットによる人権侵害、性自認・性的指向の問題、様々なハラスメント新たな人権課題が顕在化している。

このような状況を踏まえ、現行の「葛飾区人権施策推進指針」について改定を行うもの。

2 検討体制

(1) 人権施策推進本部会・幹事会

人権施策推進本部会・幹事会を中心に検討を進める。

(2) 葛飾区人権施策推進のあり方懇談会

専門的な見地から助言を得るため、葛飾区人権施策推進のあり方懇談会を開催する。

メンバー 学識経験を有する者 3名以内

区長が必要と認める者 3名以内

3 スケジュール(予定)

年 月	項 目	内 容
令和元年 7 月 5 日	第 1 回あり方懇談会	改定目的、スケジュール、指針（改定版）たたき台、ヒアリングの実施等について
同 7 月上旬～ 8 月上旬	（事務局による）関係団体ヒアリング	
同 8 月 20 日	第 2 回あり方懇談会	ヒアリング結果、素案について
同 10 月上旬	第 3 回あり方懇談会	修正素案、パブリックコメントの実施について
同 12 月～ 翌年 1 月	パブリックコメントの実施	
同 2 月	第 4 回あり方懇談会	パブリックコメント結果報告、最終案について
同 3 月	改定指針策定	